

和解(案) 債権者側 三月十九日

一、債務者らは真下、山脚に対する解任、解  
取辞令、高田に対する事務局長辞令、松葉  
に対する理事嘱任辞令を撤回し、昭和五〇  
年二月十四日以前の状態に戻す。

二、村田は昭和五〇年三月三十一日まで、  
理事、理事長、評議員の地位を退く。

三、真下、山脚は教授会の了承を得て、村田  
が前項の退任とす。と同時に学長、教務部  
長の取を退く。

四、昭和五〇年二月十五日の査問委員会は無  
効とす。当該査問委員会に参加、署名捺  
印した者は、学校法人および大学の役職員  
とはしない。

五、従来の理事会(真下、山脚を含む)、松葉  
を含む(ない)は、新評議員(債権者側九名  
赤坂長義、松江智寿、上野泰郎、早川巍一  
郎、大西憲治郎、田中一、高橋満寿男

斎藤彰雨、市川保道、債務者側九名、中立  
者三名

の選任について努力する。

六、前記の新評議員会は新理事（債権者側三

名 岡田孝平 大西憲治郎 高橋満寿男 債

務者側三名 中立者三名

）の選任について努力する。

七、新理事会において中立理事の中より

を理事長に互選するものとす。

八、村田には一切の権限を伴わない称号を以

てること、村田の退職金・年金等について

は新理事会において定める。

九、債務者らは連帯して真下・山脚への侮辱

行為に対し、誠意ある陳謝の実を示すものとす。

とす。

評議員	赤坂長義	市川保道	上野泰郎	江尻勳	大西憲治郎	奥野健男	岡田孝平	齋藤彰雨	佐藤一郎	壇山惇臣	高田忠	竹田光幸	高橋史郎	高橋満寿男	田中一	田中義男	鶴見雅夫	内藤頼博	早川山魏一	藤谷宣人	木村信
理事	大西憲治郎	岡田孝平	佐藤一郎	壇山惇臣	高田忠	高橋満寿男	田中義男	内藤頼博	藤谷宣人	裁 判 所											